

R o u t e J
W i M A X サービス契約約款

第 3 . 0 版

平成 2 7 年 4 月 1 日

GMO インターネット株式会社

目 次

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の揭示	1
第3条 約款の変更	1
第4条 用語の定義	1
第2章 契約	3
第5条 Route J WiMAXサービスの種類	3
第6条 契約の単位	3
第7条 契約申込みの方法	3
第8条 契約申込みの承諾	3
第9条 Route J WiMAXサービスの利用の一時中断	3
第10条 契約者の氏名等の変更の届出	3
第11条 契約に基づく権利の譲渡の禁止	4
第12条 契約者が行う契約の解除	4
第13条 当社が行う契約の解除	4
第14条 契約開始日	4
第15条 契約の満了	4
第16条 契約の満了に伴う契約の更新	5
第3章 無線機器の利用	5
第17条 WiMAX機器	5
第18条 WiMAX機器への認証情報の書込み	5
第19条 WiMAX機器に異常がある場合等の検査	5
第20条 WiMAX機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	5
第21条 WiMAX機器の電波法に基づく検査	6
第4章 利用中止及び利用停止	7
第22条 利用中止	7
第23条 利用停止	7
第5章 通信	8
第24条 インターネット接続サービスの利用	8
第25条 通信の条件	8
第26条 通信利用の制限	8
第6章 料金等	10
第1節 料金及び工事に関する費用	10
第27条 料金及び工事に関する費用	10
第2節 料金等の支払義務	10
第28条 利用料金の支払義務	10
第29条 利用料金の日割り	10
第30条 契約解除料の支払義務	10
第31条 手続きに関する料金の支払義務	10
第32条 工事費の支払義務	11
第3節 料金等の計算及び支払い	11
第33条 料金の計算方法等	11
第34条 料金等の請求	11

第35条	料金等の支払い	11
第36条	消費税相当額の加算	11
第37条	料金等の臨時減免	11
第38条	期限の利益喪失	12
第4節	割増金及び延滞利息	12
第39条	割増金	12
第40条	延滞利息	12
第5節	端数処理	12
第41条	端数処理	12
第7章	保守	13
第42条	契約者の維持責任	13
第43条	契約者の切分責任	13
第44条	修理又は復旧	13
第8章	損害賠償	14
第45条	責任の制限	14
第46条	免責	14
第47条	利用者の行為に対する責任	14
第9章	雑則	15
第48条	承諾の限界	15
第49条	無線事業における利用の禁止	15
第50条	利用に係る契約者の義務	15
第51条	契約者に係る情報の利用	15
第52条	検査等のためのWiMAX機器の持込み	15
第53条	合意管轄裁判所	16
第54条	準拠法	16
料金表		17
第1表	Route J WiMAXサービスに関する料金	17
第1	基本使用料の金額	17
第2	契約解除料	17
第3	手続きに関する料金	17
第2表	工事費	18
別記		19
附則		20

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このRoute J WiMAXサービス契約約款（以下「この約款」といいます。）によりRoute J WiMAXサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

(約款の掲示)

第2条 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社の指定するホームページに掲示します。

(約款の変更)

第3条 当社は、この約款を変更することがあります。将来この約款が改定され、当社がその内容を書面その他の方法により通知した後に、契約者が本サービスを利用した場合、契約者は当該改定内容を承認したものとみなします。

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
6 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、本サービスに係る契約に基づいて使用されるもの
8 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
9 協定事業者	当社が本サービスを提供するために、電気通信サービスの供給を受ける電気通信事業者をいう
10 WiMAX基地局設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の28に定める条件に適合する無線基地局設備
11 WiMAX機器	WiMAX基地局設備と通信する機能を有する無線機器
12 Route J WiMAXサービス	当社が提供する電気通信サービスであって、協定事業者が無線基地局設備と契約者が指定する無線機器との間に電気通

	信回線を設定して提供するもの
13 契約者回線	無線基地局設備と契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
14 WiMAX回線	WiMAX基地局設備との間に設定される契約者回線
15 サービス取扱所	(1) 本サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所
16 契約	この約款に基づき当社から本サービスの提供を受ける資格を得るための契約
17 契約者	当社と契約を締結している者
18 MACアドレス	WiMAX機器ごとに定められている固有の番号
19 認証情報	本サービスの提供に際して契約者を識別するための情報であって、WiMAX機器の認証に使用するもの
20 料金月	1の暦月の初日から末日までの期間
21 WiMAXサービス	協定事業者のWiMAX基地局設備を用いて当社又は他の電気通信事業者が提供する電気通信サービス
22 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約

(Route J WiMAXサービスの種類)

第5条 Route J WiMAXサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
Route J WiMAXサービス	協定事業者のWiMAX基地局設備を用いて当社又は他の電気通信事業者が提供する電気通信サービス

(契約の単位)

第6条 当社は、契約に係る1の申込みごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は、1の契約につき1人に限ります。

(契約申込みの方法)

第7条 契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をサービス取扱所に提出していただきます。ただし、WEBオンラインで契約申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

2 前項の場合において、契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出していただきます。ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。

(契約申込みの承諾)

第8条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 契約の申込みをした者が本サービスに係る料金その他の債務(この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 前条に基づき提出された契約申込書その他の書類に不備があるとき。

(3) 契約の申込みをした者が、第23条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されたことがある又は本サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) 第49条(無線事業における利用の禁止)の規定に違反するおそれがあるとき。

(5) 第50条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

(6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(Route J WiMAXサービスの利用の一時中断)

第9条 当社は、契約者から当社所定の方法により請求があったときは、契約に係る本サービスの利用の一時中断(その請求のあったWiMAX回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第10条 契約者は、契約者連絡先(氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレスをいいます。以下同じとします。)に変更があったときは、そのことを速や

かに本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の書面により届け出ていただきます。

- 2 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 3 契約者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社がその契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその契約者が通知内容を了知したものととして扱うことに同意していただきます。
- 4 契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
- 5 前2項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 6 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定により契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

(契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第11条 契約者が契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行う契約の解除)

第12条 契約者は、契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめその本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う契約の解除)

- 第13条 当社は、第23条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者が第23条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその契約を解除することができます。
 - 4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(契約開始日)

第14条 契約者回線の契約開始日は、当社がその申し込みを承諾し、WiMAX機器を発送した日とします。

(契約の満了)

第15条 本サービス契約においては、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して(初月を算入します。)、次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日を満了日とします。ただし、第16条(契約の満了に伴う契約の更新)の規定により更新された契約の満了日は、更新日を含む料金月から起算して(初月を算入します。)、次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日を満了日とします。

種 類	内 容
Route J WiMAXサービス	24料金月

※ 当社が本サービスの提供を開始した月を「1ヶ月目」として、「24ヶ月目」の末日をもって契約が満了します。また、更新をした場合、契約期間が24ヶ月間延長されることとなります。

(契約の満了に伴う契約の更新)

第16条 契約者は、その契約の満了日の翌日にその契約を更新します。その契約を更新するときは、第8条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第3章 無線機器の利用

(WiMAX機器)

第17条 契約者は、本サービスを利用するには当社が提供する機器を用いて接続する必要があります。当社の提供する機器以外は本サービスには接続できません。

(WiMAX機器への認証情報の書込み)

第18条 当社又は協定事業者は、WiMAX機器登録を行う場合その他当社又は協定事業者が必要と判断した場合であって、そのWiMAX機器にWiMAX基地局設備から発射された電波により認証情報を受信して記憶できる機能が実装されているときは、そのWiMAX機器への認証情報の書込みを行うものとします。

ただし、そのWiMAX機器がWiMAX基地局設備からの電波を受けることができない区域に在圏している場合その他当社又は協定事業者の業務上又は技術上の都合等により認証情報の書込みを行うことができない場合は、この限りではありません。

(WiMAX機器に異常がある場合等の検査)

第19条 当社又は協定事業者は、WiMAX機器登録されているWiMAX機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、そのWiMAX機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 当社又は協定事業者の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

3 当社は、第1項の検査を行った結果、WiMAX機器が技術基準等に適合していると認められないときは、そのWiMAX機器登録を廃止します。

(WiMAX機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

第20条 契約者は、WiMAX機器登録されているWiMAX機器について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、そのWiMAX機器の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理等を行っていただきます。

2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

3 当社は、前項の検査等の結果、WiMAX機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、そのWiMAX機器登録を廃止します。

(WiMAX機器の電波法に基づく検査)

第21条 前条に規定する検査のほか、WiMAX機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

第4章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第22条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社又は協定事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第26条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをその契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(本サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社に支払われるまでの間、第3号又は第4号の規定に該当するときは、当社が契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が指定するサービス取扱所に提出していただくまでの間)、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を当社から受けたとき。

(2) 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、サービス取扱所(料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。)以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)

(3) 本サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

(4) 第10条(契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(5) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金その他の債務又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務(その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(6) 契約者が本サービス又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において第50条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。

(7) 第19条(WiMAX機器に異常がある場合等の検査)の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。

(8) 第20条(WiMAX機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)又は第21条(WiMAX機器の電波法に基づく検査)の規定に違反したとき。

(10) 第49条(無線事業における利用の禁止)の規定に違反したとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその契約者に通知します。

ただし、前項第6号により利用停止を行う場合であって、緊急時などやむを得ないときは、この限りではありません。

第5章 通信

(インターネット接続サービスの利用)

第24条 契約者は、インターネット接続サービス(本サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

- 2 契約者は、自己の責任において、インターネット接続サービスを利用するものとします。また、契約者は、通信の接続に関して本約款に定める制約があることを認識の上、インターネット等の利用を行うものとします。
- 3 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、当社の責めに帰すべき場合に限り、当社の行為により通常生ずべき損害について、契約者が支払い済みの料金を上限額として、契約者に対して、賠償責任を負うものとします。但し、当社に故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

(通信の条件)

第25条 当社は、本サービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページまたはその遷移先に掲示するものとします。

ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

- 2 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
- 3 本サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。
- 4 本サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
- 5 契約者は、1の契約において、同時に2以上のWiMAX機器にWiMAX回線を設定して通信を行うことはできません。
- 6 当社は、1の無線機器において、一定時間内に基準値を超える大量の符合を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄します。
- 7 電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

(通信利用の制限)

第26条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関

秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記 1 の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

第6章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第27条 本サービスの料金は、料金表第1表（Route J WiMAXサービスに関する料金）に規定する基本使用料、契約解除料、手続きに関する料金とします。

2 本サービスの工事に関する費用は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(利用料金の支払義務)

第28条 契約者は、当社が契約者回線の提供を開始した日の翌料金月から、当社または契約者が本契約を解除した日の属する料金月まで、料金表に規定する料金の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 契約者は、利用の一時中断をしたときは、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 契約者は、利用停止があったときは、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由によりその契約に係る全てのWiMAX回線（契約に係るものに限り、）を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限り、）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(利用料金の日割り)

第29条 当社は、本サービスにかかる利用料金を日割計算しません。契約者は、当社または契約者が料金月の途中で本契約を解除した場合であっても、当該解除日が属する料金月に関して、1ヶ月分の利用料金を支払うものとします。

(契約解除料の支払義務)

第30条 契約者は、最低利用期間中に契約の解除があったときは、料金表第1表第2（契約解除料）に規定する契約解除料の支払いを要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第31条 契約者は、本サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第32条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に定める工事費の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第3節 料金等の計算及び支払い

(料金の計算方法等)

第33条 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料は料金月に従って計算するものとします。

(料金等の請求)

第34条 当社は、当社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

(料金等の支払い)

第35条 本契約に基づく料金等の支払いは、当社が別に定めるクレジットカード決済によるものとします。

2 契約者は、契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。

3 前項の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

4 第1項にかかわらず、契約者が第1項に定めるクレジットカードにより料金等の支払いを行うことができなくなった場合には、契約者は、当社が発行する払込票を使用して料金等を支払うものとします。この場合、契約者は、支払にかかる手数料等を負担するものとします。

(消費税相当額の加算)

第36条 この約款により支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、本条により計算された支払いを要する額は、料金表に規定する税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した結果と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

第37条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。

2 当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、当社の指定するホームページに掲示する等の方法により、そのことを周知します。

(期限の利益喪失)

第38条 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、契約者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

- (1) 契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。
- (2) 契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
- (3) 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (4) 契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。
- (5) 契約者の所在が不明であるとき。
- (7) その他契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

2 契約者は、前項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第39条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第40条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第5節 端数処理

(端数処理)

第41条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この約款に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

第7章 保守

(契約者の維持責任)

第42条 契約者は、無線機器を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、無線機器を無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第43条 契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社又は協定事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社又は協定事業者の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

(修理又は復旧)

第44条 当社は、当社又は協定事業者の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第45条 当社は、契約に基づき本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その契約に係る全てのWiMAX回線（契約に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）が全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、その契約に係る全てのWiMAX回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る基本利用料相当額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(免責)

第46条 当社は、当社又は協定事業者の電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社又は協定事業者の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2 当社又は協定事業者は、本サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、契約者が使用若しくは所有している無線機器（その無線機器を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

(利用者の行為に対する責任)

第47条 当社は、利用者が本サービスを利用して行った行為は、その契約者が行ったものとみなしてこの約款を適用します。

2 契約者は、利用者の不適切な行為を認知したときは、それを阻止するために必要な措置を速やかに実施していただきます。

3 契約者は、この規約に違反して利用者が行った行為により当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

第9章 雑則

(承諾の限界)

第48条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(無線事業における利用の禁止)

第49条 契約者は、この約款により提供を受けるWiMAX回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線LANアクセスサービス、携帯電話又はPHSに係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。）の用に供してはならないものとします。

(利用に係る契約者の義務)

第50条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) WiMAX機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又はWiMAX機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社がWiMAX機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。

(4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様で本サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記2に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(5) 位置情報（無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

2 契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

(契約者に係る情報の利用)

第51条 当社は、契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(検査等のためのWiMAX機器の持込み)

第52条 契約者は、次の場合には、その無線機器を、当社が指定した期日に当社が指定するサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

(1) 第19条（WiMAX機器に異常がある場合等の検査）の規定に基づく無線機器の検査を受けるとき。

(2) その他当社が必要と認めるとき。

(合意管轄裁判所)

第53条 この約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第54条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

料金表

第1表 Route J WiMAXサービスに関する料金

料金プランは、「Route J WiMAX 定額プラン」のみとなります。基本使用料、契約解除料、手続きに関する料金は、それぞれ以下の通りとなります。

第1 基本使用料の金額

1回線契約ごとに月額

区 分		料金額（税抜額）
基本使用料	Route J WiMAX 定額プラン	3,696円

第2 契約解除料

契約解除料	<p>ア 契約者または当社が、本契約を解除した場合には、契約者は、当社に対して、次表に定める契約解除料を支払う義務を負います。</p> <p>イ 契約者または当社が、契約満了月の末日、または契約満了月の翌月に本契約を解除した場合には、契約解除料は発生しません。</p> <p>ウ 契約満了月とは、以下の期間を指します。</p> <p>① 契約締結後、一度も契約期間の更新がなされていない場合 契約締結日の属する月を1ヶ月目として起算した場合の、24ヶ月目の月の初日から末日をいいます。</p> <p>② 契約締結後、契約期間の更新が一度以上なされた場合 前回の契約満了月の翌月を1ヶ月目として起算した場合の、24ヶ月目の月の初日から末日をいいます。</p>
-------	--

1回線契約ごとに

区 分	料金額（税抜額）
契約解除料	9,500円

第3 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第31条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用

(1) 手続きに関する 料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	区 分	内 容
	契約事務手数料	契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

2 料金額

区 分	単 位	料金額 (税抜額)
契約事務手数料	1 契約ごとに	3, 0 0 0円

第2表 工事費

区 分	料金額 (税抜額)
工事費	別に算定する実費

別記

1 新聞社等の基準

区 分	基 準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
(2) 放送事業者等	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（（1）欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

2 インターネット接続サービスの利用における禁止行為

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- (14) 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (15) その他法令に違反する行為
- (16) (1) から (15) までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

3 契約者が指定できる支払方法

契約者が指定できる本サービスの支払方法は当社が別に定めるクレジットカード決済とします。

附 則 (20130228-JCBS-W0001 号)
(実施時期)

- 1 この約款は、平成 25 年 2 月 28 日から実施します。

附 則 (20140303-JCBS-W0002 号)
(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 3 月 3 日から実施します。

附 則
(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。